

令和7年度国民健康保険税率の 見直しについて

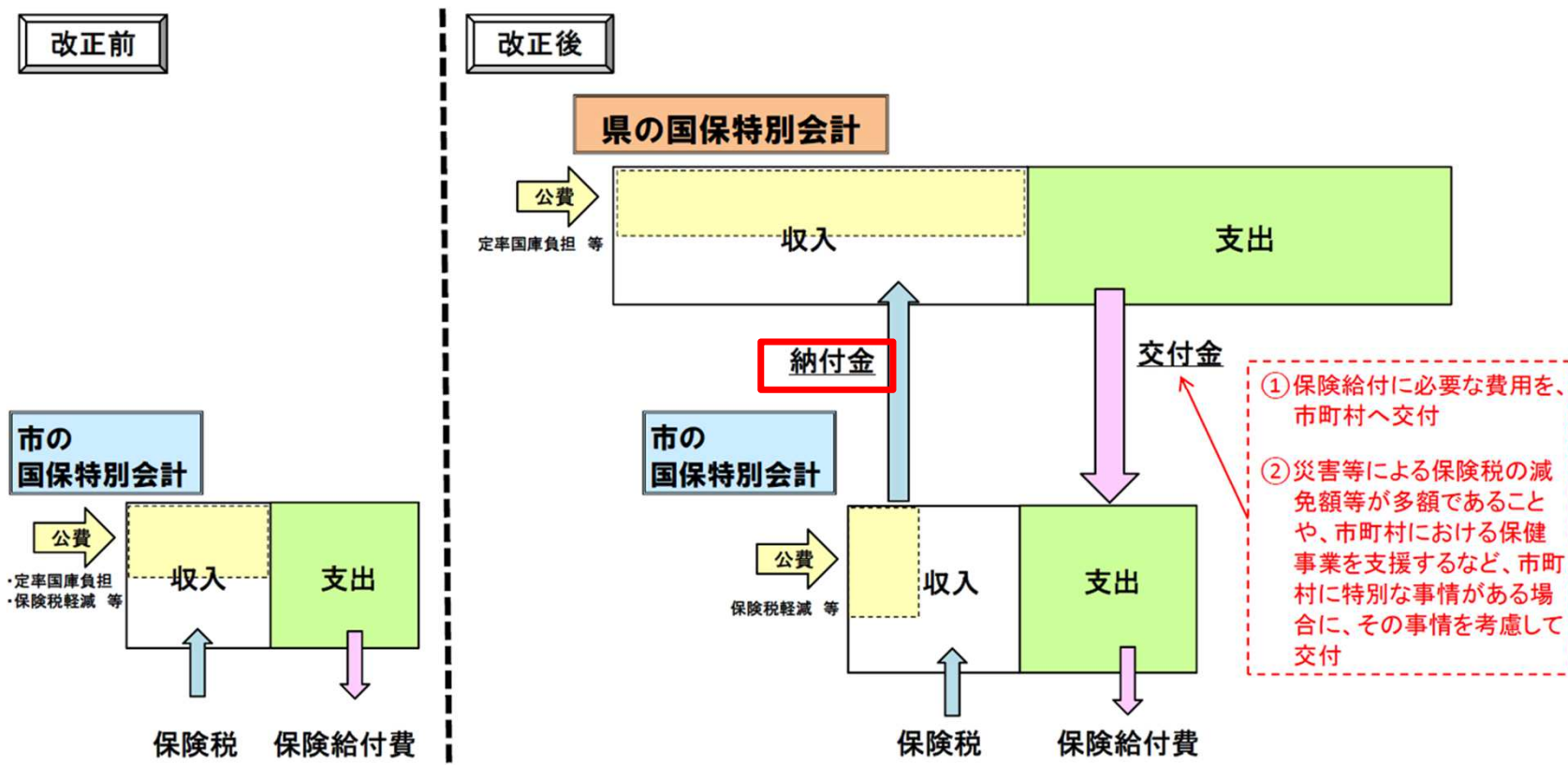
洲本市市民生活部保険医療課

1. 洲本市国民健康保険の現状

- 国保財政の仕組みについて
- 国保事業費納付金と標準保険料率について
- 国保事業納付金の推移について
- 洲本市国民健康保険税率と標準保険料率の推移について
- 兵庫県国民健康保険運営方針について

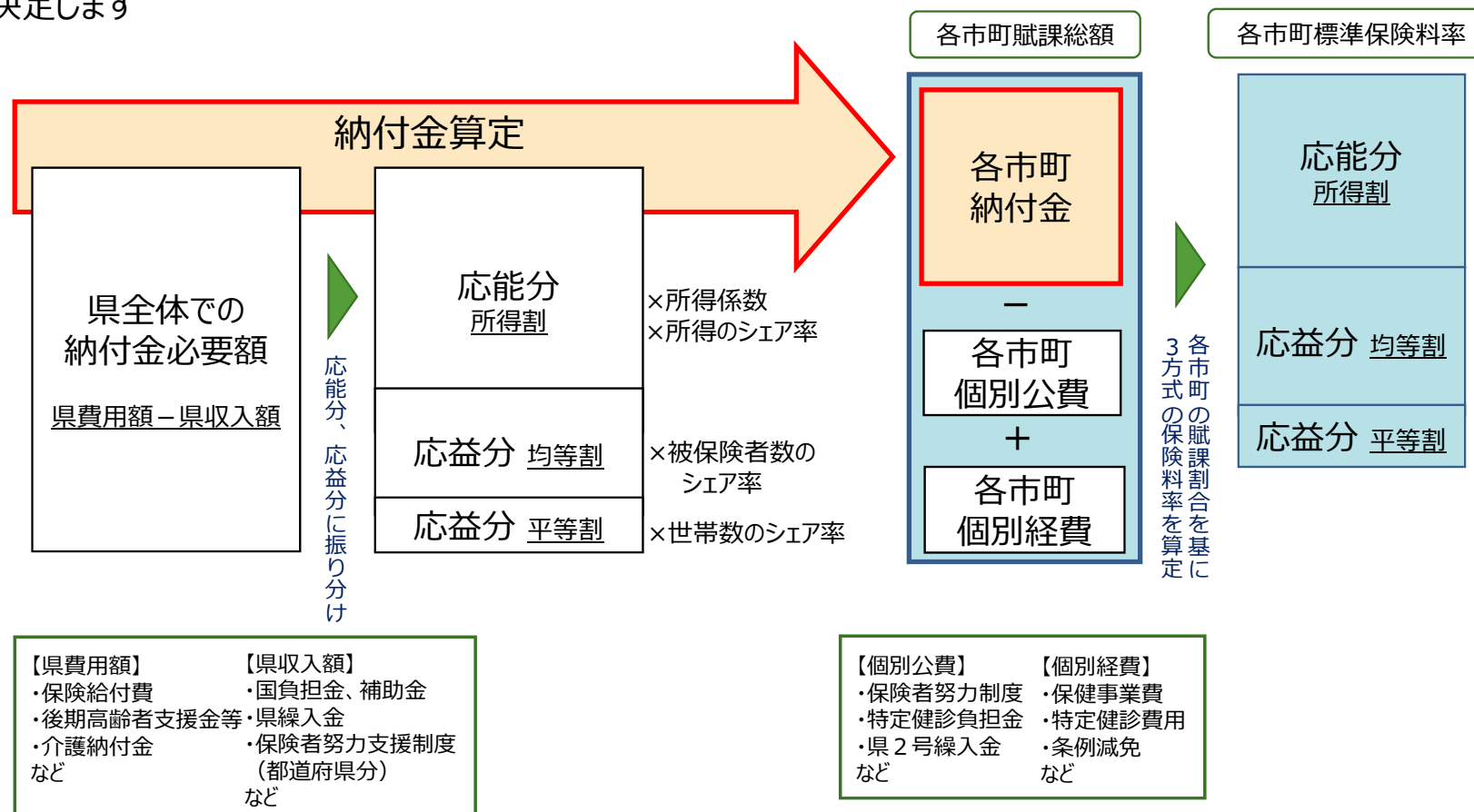
国保財政の仕組みについて

平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う（保険給付費等交付金の交付）ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理します



国保事業費納付金と標準保険料率について

市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付し、都道府県が算定した標準保険料率を参考に、保険料率を決定します



国保事業費納付金の推移について

事業費納付金は減少していますが、被保険者数が減少しているため、1人当たりの事業費納付金の額は増加しています

○事業費納付金

	R 3	R 4	R 5	R 6	R7 (予定)
医療分	1,051,267,553円	996,828,119円	982,188,975円	936,863,587円	935,667,891円
支援分	320,283,144円	314,583,316円	317,317,061円	307,109,248円	302,955,938円
介護分	108,575,702円	114,163,708円	118,122,271円	114,101,069円	108,229,618円
全体	1,480,126,399円	1,425,575,143円	1,417,628,307円	1,358,073,904円	1,346,853,447円

1人当たり事業費納付金（円）

	R 3	R 4	R 5	R 6	R7 (予定)
医療分	104,781円	103,717円	105,817円	110,885円	115,743円
支援分	31,923円	32,732円	34,186円	36,349円	37,476円
介護分	35,669円	38,349円	40,536円	40,940円	39,820円
全体	172,373円	174,798円	180,539円	188,174円	193,039円

洲本市国民健康保険税率と標準保険料率の推移について

保険税率は、令和2年度以降据え置きとなっています

標準保険料率は、令和4年度以降増加しています

令和5年度は3,000万円の基金を取り崩し、令和6年度は4,000万円の取り崩しを予定しています

区分	医療分			支援分			介護分		
	所得割	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割	均等割 (円)	平等割 (円)
R 1 (標準保険料率)	6.10% (5.74%)	22,100 (23,376)	16,200 (16,436)	3.00% (2.67%)	10,200 (10,816)	7,500 (7,605)	2.70% (2.41%)	11,800 (12,571)	5,500 (5,871)
R 2 (標準保険料率)	6.90% (7.60%)	26,500 (31,301)	19,000 (21,628)	3.00% (2.70%)	10,200 (10,947)	7,500 (7,564)	2.70% (2.42%)	11,800 (12,596)	5,500 (6,329)
R 3 (標準保険料率)	6.90% (7.16%)	26,500 (29,566)	19,000 (20,331)	3.00% (2.74%)	10,200 (11,064)	7,500 (7,608)	2.70% (2.47%)	11,800 (12,546)	5,500 (6,359)
R 4 (標準保険料率)	6.90% (6.39%)	26,500 (27,586)	19,000 (17,959)	3.00% (2.67%)	10,200 (11,190)	7,500 (7,285)	2.70% (2.64%)	11,800 (13,562)	5,500 (6,734)
R 5 (標準保険料率)	6.90% (6.70%)	26,500 (29,025)	19,000 (18,806)	3.00% (2.81%)	10,200 (11,813)	7,500 (7,654)	2.70% (2.64%)	11,800 (13,848)	5,500 (6,759)
R 6 (標準保険料率)	6.90% (7.22%)	26,500 (30,722)	19,000 (20,135)	3.00% (3.02%)	10,200 (12,532)	7,500 (8,214)	2.70% (2.71%)	11,800 (13,991)	5,500 (7,009)

兵庫県国民健康保険運営方針について

Hyogo Prefecture

(令和5年度第1回兵庫県国民健康保険運営協議会資料)

国民健康保険運営方針(第3期：R6～R11年度)の策定

● 国保運営方針とは

- ・ 国保の共同保険者である県と市町が共通認識のもと、一体となって**国保財政運営の安定化、事務の標準化、共同化及び効率化**を推進するための方向性及び取組を定めたもの
- ・ 根拠法令 国民健康保険法第82条の2

厚労省が示す策定要領に即しながら、本県の状況を踏まえて策定

● 兵庫県国保運営方針の沿革

H30年度
：
R2年度

第1期

R3年度
：
R5年度

第2期

R6年度
：
R11年度

第3期

3年目途で
中間見直し

● 制度の円滑な移行

- ・ 所得・被保険者数・世帯数に応じた納付金算定 (H30～)
- ・ 算定方式 (3方式)、応能割・応益割合の決定 (H30～)
- ・ 標準的な賦課限度額の決定 (H30～)

● 段階的な統一

- ・ **納付金ベースの統一** (納付金算定時に医療費水準未反映・収納率反映) (R3～)
- ・ 個別経費・個別公費 (全体) の段階的相互扶助化 (R5～R9)
- ・ 県国保財政安定化基金を活用した激変緩和措置 (R5～R12)
- ・ 「兵庫県における保険料水準の統一に向けたロードマップ」策定 (R4.11)

● 統一に向けた取組の加速化

- ・ **保険料率の完全統一** (標準保険料率統一 R9、市町保険料率完全統一 R12)
- ・ マイナンバーカードと被保険者証の一体化(R6.12.2～)に伴う事務の方針や標準的な運用の検討
- ・ 保険料等減免・任意給付の取扱いについて、検討の方向性を追記
- ・ 全市町が必ず取り組む保健事業5項目(受診勧奨、重症化予防等)と共通の評価指標を設定

今回の改定

運営方針に落とし込み

● 必須の記載事項 [国保法に規定]

- (1) 国保の医療費、財政の見通し
- (2) 市町の保険料の標準的な算定方法及びその水準の平準化に関する事項
- (3) 保険料の徴収の適正な実施に関する事項
- (4) 保険給付の適正な実施に関する事項
- (5) 医療費適正化に関する事項
- (6) 市町が担う事務の効率化、広域化の推進に関する事項

※ 下線部分は国保法改正(R6.4.1施行)により必須化
※ 詳細は厚労省が策定要領にて提示

○標準保険料率の統一
(各市町の標準保険料率への移行目安時期)

⇒ 令和9年度

○保険料率の完全統一
(標準保険料率への全市町移行完了)

⇒ 原則令和12年度

2. 国民健康保険税の改定について

◆ 背景

令和2年度以降、国民健康保険基金を活用し、国民健康保険税率は据え置きとなっています

しかし、令和12年度には、県下保険料(税)率が完全統一されることとなっており、今後、急激に被保険者の負担が増加しないよう、計画的に保険税率を改定する必要があります

◆ 課題

(1) 急激な税額上昇の抑制 (2) 基金の活用

◆ 検討内容

(1) 税率見直しの進め方

①今後の税率増加要因の分析 ②令和12年度までの税率推移予測 ③基金の状況

(2) 税率見直しの方針(案)

(3) R7税率見直し手順

① 見直し項目の検討 ② 引き上げ幅の検討 ③ 近隣市との比較

(4) 基金残高からの検証

(5) 令和7年度から適用する新保険税率(案)

(6) モデルケース別保険税額

(7) 今後の予定

(1) 税率見直しの進め方

① 今後の税率増加要因の分析

【令和7年度】

賦課限度額の引上げ（予定）

【令和8年度】

子ども・子育て支援金制度の創設

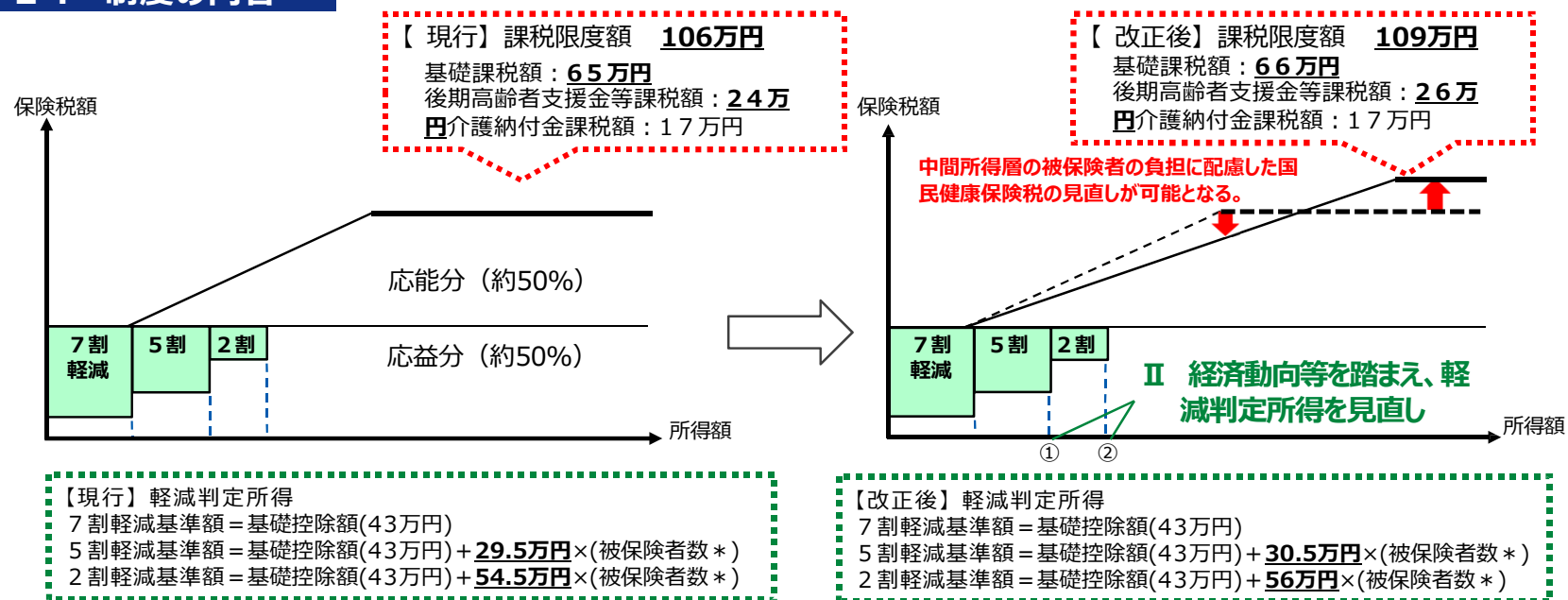
【令和9年度】

標準保険料率への移行時期開始による各市町の保険料
（税）率統一の増加

1. 大綱の概要

- I. 国民健康保険税の基礎賦課額に係る課税限度額を66万円（現行：65万円）に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を26万円（現行：24万円）に引き上げる。
- II. 国民健康保険税の減額の対象となる所得基準について、次のとおりとする。
 - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を30.5万円（現行：29.5万円）に引き上げる。
 - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を56万円（現行：54.5万円）に引き上げる。

2. 制度の内容



* 被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

子ども・子育て支援金制度の創設

「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険料とあわせて拠出いただく子ども・子育て支援金制度を令和8年度に創設する。

【子ども・子育て支援法】

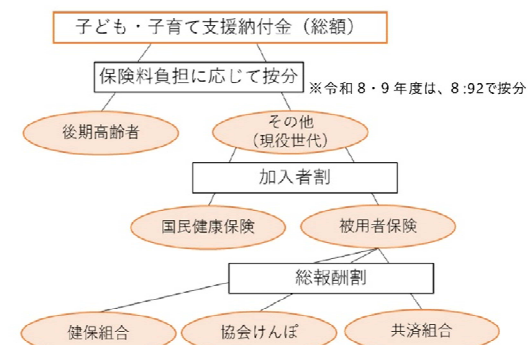
- ① 政府は、支援納付金対象費用（※）に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収すること、医療保険者は、支援納付金を納付する義務を負うことを定める。

（※支援納付金対象費用）

- 出産・子育て応援給付金の制度化（妊婦支援給付金）（R7.4～）
- 共働き・子育てを推進するための経済支援（出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金（R7.4～）、国民年金第1号被保険者の育児期間中保険料免除（R8.10～））
- こども誰でも通園制度（乳児等支援給付）（R8.4～）
- 児童手当（R6.10～） ■ 子ども・子育て支援特例公債の償還金等

* 支援納付金に関する重要事項について、こども家庭審議会の意見聴取規定を設ける。

- ② 医療保険者から毎年度徴収する支援納付金の額の算定方法等を定める（※医療保険者間は、右図のとおり按分）。
- ③ 内閣総理大臣は、社会保険診療報酬支払基金に、支援納付金の徴収等の事務を行わせることができることとし、その業務等を定める。
- ④ 政府は、令和6～10年度までの各年度に限り、支援納付金対象費用の財源について、子ども・子育て支援勘定の負担において子ども・子育て支援特例公債を発行することができることとする。※償還期限は、令和33年度とする。
- ⑤ 附則において支援納付金の導入に当たっての経過措置・留意事項を定める。
- ・ 全世代型社会保障改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、支援金制度の導入による社会保障負担④の上昇の効果がこれを超えないようにすること
 - ・ 令和8～10年度までの支援納付金の総額のうち被保険者又は事業主が全体として負担する具体的な額の目安（令和8年度概ね6,000億円、9年度概ね8,000億円、10年度概ね1兆円）
 - ・ 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（R5.12.22閣議決定）を着実に進めること



【医療保険各法等】

- ① 医療保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収する。

※ 健康保険法において、保険料の規定に、一般保険料率と区分して子ども・子育て支援金率を規定。子ども・子育て支援金率は、政令で定める率の範囲内において、保険者が定める（総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の率を示すこととする）。

- ② 医療保険制度の取扱いを踏まえ、支援金の被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置、医療保険者に対する財政支援等を定める。

※ 国民健康保険においては、18歳以下の支援金均等割額の全額軽減措置を講ずる。

子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

（月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め）

	加入者一人当たり支援金額			(参考) 加入者一人当たり 医療保険料額 (令和3年度実績) (2)	(参考) ①/②
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額 (1)		
全制度平均	250円	350円	450円	9,500円	4.7%
被用者保険	300円 (参考) 被保険者一人当たり 450円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 600円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 800円	10,800円 (参考) 被保険者一人当たり 17,900円	4.5%
協会けんぽ	250円 (参考) 被保険者一人当たり 400円	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	10,200円 (参考) 被保険者一人当たり 16,300円	4.3%
健保組合	300円 (参考) 被保険者一人当たり 500円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 850円	11,300円 (参考) 被保険者一人当たり 19,300円	4.6%
共済組合	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 750円	600円 (参考) 被保険者一人当たり 950円	11,800円 (参考) 被保険者一人当たり 21,600円	4.9%
国民健康保険 (市町村国保)	250円 (参考) 一世帯当たり 350円	300円 (参考) 一世帯当たり 450円	400円 (参考) 一世帯当たり 600円	7,400円 (参考) 一世帯当たり 11,300円	5.3%
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,300円	5.3%

- (注1) 本推計は、一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもつてみる必要がある。金額は事業主負担分を除いた本人拠出分であり、被用者保険においては別途事業主が労使折半の考えの下で拠出。なお、被用者保険間の按分は総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の支援金率を示すこととする。
- (注2) 被用者保険の年収別の支援金額については、数年度の賃金水準によることから、試算することは難しいものの、参考として、令和3年度実績の総報酬で機械的に一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)を計算すると(*)、年収200万円の場合350円、同400万円の場合650円、同600万円の場合1,000円、同800万円の場合1,350円、同1,000万円の場合1,650円(総報酬割であることから協会けんぽ・健保組合・共済組合で共通)。ただし、政府が総力をあげて取り組む賃上げにより、今後、総報酬の伸びが進んだ場合には、数字が下がっていくことが想定される。詳細は令和6年4月9日こども家庭庁「被用者の年収別の支援金額(機械的な計算)について」を参照。
* 令和10年度に被用者保険において拠出いただく8,900億円について、賃上げが力強く進む前の令和3年度の総報酬である222兆円に割ると0.4%であることから、労使折半の下、本人拠出を0.2%として計算。
- (注3) 国民健康保険の1世帯当たりの金額は令和3年度における実態を基に計算している。
- (注4) 国民健康保険の支援金については、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば夫婦子1人の3人世帯(夫の給与収入のみ)における一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)でみると、年収80万円の場合50円(応益分7割軽減)、同160万円の場合200円(同5割軽減)、同200万円の場合250円(同2割軽減)、同300万円の場合400円(同2割軽減)。国保の被用者の世帯では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収400万円以上については上位約1割と対象が限定されるため(*)、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同400万円の場合550円(軽減なし、以下同じ)、同600万円の場合800円、同800万円の場合1,100円。なお、支援金制度が少子化対策にかかるものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、こども(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者)についての均等割額は全額軽減。
* 年収600万円は上位約5%、800万円は約2%に該当。年収1,000万円は上位約1%に該当し、ごく少数であるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいない。
- (注5) 後期高齢者医療制度の支援金についても、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば単身世帯(年金収入のみ)における一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)でみると、年収80万円の場合50円(均等割7割軽減)、同160万円の場合100円(同7割軽減)、同180万円の場合200円(同5割軽減)、同200万円の場合350円(同2割軽減)。年金収入のみの方では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収250万円以上については上位約1割と対象が限定されるため(*)、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同250万円の場合550円(軽減なし、以下同じ)、同300万円の場合750円。
* 年金収入300万円は上位約5%に該当。年金収入400万円以上は上位約1%に該当し、年金給付額が一定範囲にあるため例外的なケースであるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいない。
- (注6) 介護分の保険料額は、第1号被保険者(65歳～)の1人当たり月額(基準額の全国加重平均)で6,014円(令和5年度)、第2号被保険者(40～64歳)の1人当たり月額(事業主負担分、公費分を含む)で6,276円(令和6年度見込額)

(出典：令和6年3月29日こども家庭庁 支援金制度等準備室 子ども・子育て支援金制度における 給付と拠出の試算について)

(1)税率見直しの進め方

②令和12年度までの税率推移予測

○令和12年度までの洲本市標準保険料率推移予測（令和7年1月試算）

区分	医療分			支援分			介護分		
	所得割	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割	均等割 (円)	平等割 (円)
R7	7.38%	31,860	20,471	3.02%	12,881	8,277	2.62%	13,522	6,642
R8	7.48%	32,730	21,030	3.09%	13,306	8,550	2.70%	14,027	6,890
R9	7.59%	33,627	21,607	3.16%	13,747	8,833	2.78%	14,547	7,146
R10	7.63%	34,242	22,002	3.22%	14,159	9,098	2.85%	15,021	7,378
R11	7.67%	34,866	22,402	3.29%	14,584	9,371	2.93%	15,508	7,618
R12	7.71%	35,500	22,810	3.35%	15,022	9,652	3.00%	16,011	7,865

注）この数値は、被保険者数・所得・医療費の伸び率などから推計して算定しているもので、確定したものではありません。

現行税率	6.90%	26,500	19,000	3.00%	10,200	7,500	2.70%	11,800	5,500
------	-------	--------	--------	-------	--------	-------	-------	--------	-------

(1)税率見直しの進め方

③基金の状況

- 令和5年度末基金残高

保険者名	全被保険者数(年報)	R5末基金残高(円)	一人当たり基金額(円)
洲本市	9,141	778,967,560	85,217

兵庫県HP 令和5年度国民健康保険の状況（速報）より

- 基金の使途

＜完全統一前＞

保険税引き下げに活用できる

保険料必要額に対して、収納率の低下などにより保険料収納額に不足が見込まれる場合に活用できる

＜完全統一後＞

保険税引き下げに活用できない

保険税必要額に対して、収納率の低下などにより保険税収納額に不足が見込まれる場合に活用できる予定

基金を活用しながら、「保険税負担の軽減」と「激変緩和措置」のバランスを考慮して税率を設定する必要があります

(2)税率見直しの方針（案）

➤ 令和12年度の完全統一に税率を合わせる

基金残高が少ない市町では、標準保険料率に合わせて保険料(税)率を設定する必要があるが、本市は基金を活用し、**保険税率の統一を令和12年度**とする

➤ 計画的な引き上げ幅を検討する

完全統一後の保険税率が高いことから、**令和12年に急激に保険税率が上昇しないよう、段階的に税率を引き上げること**とする

➤ 基金を活用し激変緩和を図る

令和12年までの**基金の取り崩し計画**を作成し、**税率上昇とのバランスを保ち税率を設定する**

(3)R7税率見直し手順

①見直し項目の検討

市町標準保険料率との乖離状況が大きい項目を中心に、見直し部分を検討する

②引き上げ幅の検討

各項目の引き上げ効果を踏まえ、基金を活用した引き上げ幅を検討する

③近隣市との比較

近隣市や基金残高を参考に、令和7年度の税率と基金の取り崩し額を検討する

(3)R7税率見直し手順

①見直し項目の検討

事業費納付金を納付するために必要な、市の標準保険料率は以下の通りとなっています

	医療分			後期分			介護分		
	所得割	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割	均等割 (円)	平等割 (円)
R7市標準 (R7.1)	7.38%	31,860	20,471	3.02%	12,881	8,277	2.62%	13,522	6,642

令和6年度の現行税率と比較すると、介護分の所得割以外、すべての項目において高い値となっています

区分	医療分			支援分			介護分		
	所得割	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割	均等割 (円)	平等割 (円)
R6現行	6.90%	26,500	19,000	3.00%	10,200	7,500	2.70%	11,800	5,500
差	0.48%	5,360	1,471	0.02%	2,681	777	▲0.08%	1,722	1,142

令和7年度は、特に乖離のある医療分（所得割・均等割）、支援分（均等割）のみの税率・税額を上げ、不足分は基金を活用して税額の上昇を抑制してはどうか？

(3)R7税率見直し手順

②引き上げ幅の検討

○完全統一時の税率（未確定）とR6現行税率との差（令和7年1月試算）

区分	医療分			支援分			介護分		
	所得割	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割	均等割 (円)	平等割 (円)
R12完全統一 (未確定)	7.71%	35,500	22,810	3.35%	15,022	9,652	3.00%	16,011	7,865
R6現行	6.90%	26,500	19,000	3.00%	10,200	7,500	2.70%	11,800	5,500
差	0.81%	9,000	3,810	0.35%	4,822	2,152	0.30%	4,211	2,365

差を6年で割る



差÷6年	0.14%	1,500	635	0.06%	804	359	0.05%	702	394
------	-------	-------	-----	-------	-----	-----	-------	-----	-----

仮に、令和12年度まで毎年税率を上げる場合、この数値に近い税率を上げる必要があります

(3)R7税率見直し手順

②引き上げ幅の検討

現行税率に1/6の差を加えると以下ようになります

	医療分			支援分			介護分		
	所得割	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割	均等割 (円)	平等割 (円)
R6現行	6.90%	26,500	19,000	3.00%	10,200	7,500	2.70%	11,800	5,500
1/6差	0.14%	1,500	635	0.06%	804	359	0.05%	702	394
R6現行+1/6差	7.04%	28,000	19,635	3.06%	11,004	7,859	2.75%	12,502	5,894

現行税率と乖離が大きい医療分（所得割・均等割）、支援分（均等割）のみ採用

	医療分			支援分			介護分		
	所得割	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割	均等割 (円)	平等割 (円)
3項目反映後	7.00%	28,000	19,000	3.00%	11,000	7,500	2.70%	11,800	5,500

この数値を、令和7年度の税率案として検討してはどうか？

(3)R7税率見直し手順

③近隣市との比較（令和6年度税率より）

淡路市は、令和5年度から据え置き、南あわじ市は令和6年度に資産割の廃止を実施し、全体的に保険税を上げています

R 6 保険税率 上段：現行 下段：標準保険料率

区分	医療分			支援分			介護分		
	所得割	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割	均等割 (円)	平等割 (円)
洲本市	6.90% (7.22%)	26,500 (30,722)	19,000 (20,135)	3.00% (3.02%)	10,200 (12,532)	7,500 (8,214)	2.70% (2.71%)	11,800 (13,991)	5,500 (7,009)
淡路市	7.30% (7.23%)	25,300 (30,781)	22,100 (20,174)	2.70% (3.01%)	9,100 (12,510)	7,600 (8,199)	2.00% (2.71%)	9,800 (13,978)	6,200 (7,002)
南あわじ市	7.45% (7.01%)	29,800 (29,810)	22,100 (19,538)	3.00% (3.01%)	12,000 (12,509)	7,000 (8,198)	2.28% (2.71%)	13,000 (13,974)	7,000 (7,000)
R7改定案	7.00%	28,000	19,000	3.00%	11,000	7,500	2.70%	11,800	5,500

医療分の所得割については、淡路市・南あわじ市よりも低い率となっています

医療分（均等割）、後期分（均等割）については、両市の中間の数値となっています

(4)基金残高からの検証

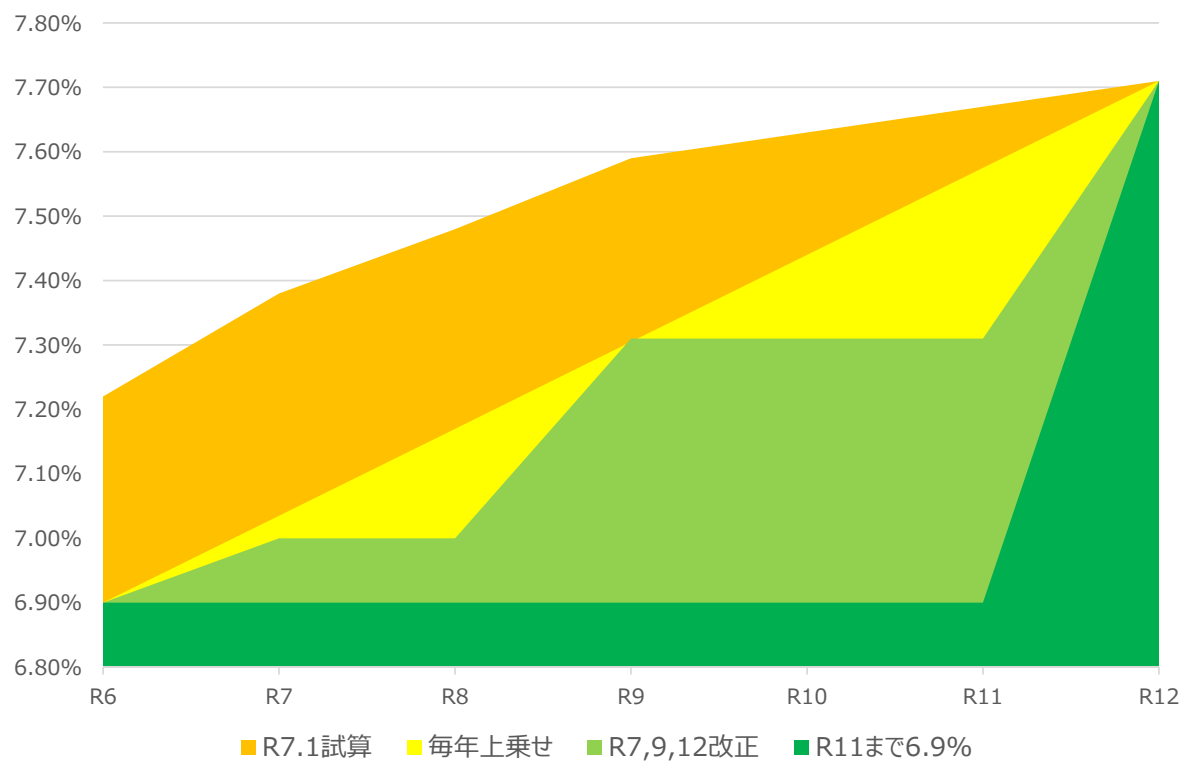
基金残高から、R7の改定案と今後の税率改定時期を検証する

(令和6年3月末基金残高：778,967千円)

パターン	R7医療分 所得割	令和7年度 基金取崩額見込 (千円)	令和12年度 基金残高額見込 (千円)
①R7市標準保険料率	7.38%	△11,461	763,893
②改定（毎年上乘せ）	7.04%	60,597	535,764
③改定（R7,仮9・12改定）	7.00%	67,506	392,616
④改定（R11まで6.9%維持）	6.90%	91,946	39,106

(4)基金残高からの検証

税率の推移（医療分所得割率）



①市標準保険料率推移見込み
収支黒字により基金残高が増加してしま
い、基金活用ができていない

②改定（毎年上乘せ）
なだらかに増加するが、基金残高の減少
が少ない

③改定（R7,9,12）
令和9年度と12年度に税率を上げること
になるが、基金残高を活用することができ
る

④改定（R11まで6.9%維持）
基金残高はかなり減少するが、R12に急
激に税率が増加することとなる

(5)令和7年度から適用する新保険税率(案)

基金を活用して乖離のある医療分（所得割・均等割）、支援分（均等割）について、令和12年度見込みの6分の1の額を引き上げ

	A 医療分	B 支援分	C 介護分
①所得割	基準所得額×7.00% = A ①	基準所得額×3.00% = B ①	基準所得額×2.70% = C ①
②均等割	加入者数×28,000円 = A ②	加入者数×11,000円 = B ②	加入者数×11,800円 = C ②
③平等割	1世帯19,000円 = A ③	1世帯7,500円 = B ③	1世帯5,500円 = C ③
計	A ① + A ② + A ③ = 1年間の医療分国保税 (最高限度額66万円)	B ① + B ② + B ③ = 1年間の支援分国保税 (最高限度額26万円)	C ① + C ② + C ③ = 1年間の介護分国保税 (最高限度額17万円)

▶ 国保税は、計A、B、Cの合計額

令和8年度以降の方向性	令和8年度は、子ども・子育て支援金制度により増税が見込まれることから、税率を据え置き 令和9年度は、県から示される標準保険料率や基金残高を参考に税率を改定
-------------	--

(6)モデルケース別保険税額

モデル 1	モデル 2	モデル 3	モデル 4	モデル 5
65歳以上 1人世帯 - 年金収入155万円 7割軽減	65歳以上 1人世帯 - 年金収入180万円 5割軽減	65歳以上 2人世帯 - 年金収入 ①270万円 ②55万円 2割軽減	40～65歳 2人世帯 ①営業所得160万円 ②給与所得50万円 - 軽減なし	40～65歳+学生2人 4人世帯 - 給与所得 ①300万円 ②50万円 - 軽減なし

7割軽減 $430,000円 + 100,000円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$

5割軽減 $430,000円 + 295,000円 \times \text{被保険者数} + 100,000円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$

2割軽減 $430,000円 + 545,000円 \times \text{被保険者数} + 100,000円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$

65歳以上の公的年金所得は、15万円を控除した金額

(6)モデルケース別保険税額

【モデル1】65歳以上1人世帯／年金収入155万円

- 年金所得45万円
- 所得割算定基礎額2万円（7割軽減該当）
- 医療分/支援分 1人、介護分 0人

【税 率】

		現行	改正案	R7市標準
医療分	所得割	6.90%	7.00%	7.38%
	均等割	26,500	28,000	31,860
	平等割	19,000	19,000	20,471
支援分	所得割	3.00%	3.00%	3.02%
	均等割	10,200	11,000	12,881
	平等割	7,500	7,500	8,277
介護分	所得割	2.70%	2.70%	2.62%
	均等割	11,800	11,800	13,522
	平等割	5,500	5,500	6,642

【試算結果】

現 行			改正案			(参考) R7市標準保険料率		
医療分	所得割	1,380	医療分	所得割	1,400	医療分	所得割	1,476
	均等割	26,500		均等割	28,000		均等割	31,860
	平等割	19,000		平等割	19,000		平等割	20,471
	軽減額	31,850		軽減額	32,900		軽減額	36,632
	計	15,000		計	15,500		計	17,100
支援分	所得割	600	支援分	所得割	600	支援分	所得割	604
	均等割	10,200		均等割	11,000		均等割	12,881
	平等割	7,500		平等割	7,500		平等割	8,277
	軽減額	12,390		軽減額	12,950		軽減額	14,811
	計	5,900		計	6,100		計	6,900
介護分	所得割	0	介護分	所得割	0	介護分	所得割	0
	均等割	0		均等割	0		均等割	0
	平等割	0		平等割	0		平等割	0
	軽減額	0		軽減額	0		軽減額	0
	計	0		計	0		計	0
合 計		20,900	合 計		21,600	合 計		24,000
					現行税額比 3.3%			現行税額比 14.8%

【比較結果】

現行との差	医療分	500	現行との差	医療分	2,100
	支援分	200		支援分	1,000
	介護分	0		介護分	0
	合 計	700		合 計	3,100

(6)モデルケース別保険税額

【モデル2】65歳以上1人世帯／年金収入180万円

- 年金所得70万円
- 所得割算定基礎額27万円（5割軽減該当）
- 医療分/支援分 1人、介護分 0人

【税 率】

		現行	改正案	R7市標準
医療分	所得割	6.90%	7.00%	7.38%
	均等割	26,500	28,000	31,860
	平等割	19,000	19,000	20,471
支援分	所得割	3.00%	3.00%	3.02%
	均等割	10,200	11,000	12,881
	平等割	7,500	7,500	8,277
介護分	所得割	2.70%	2.70%	2.62%
	均等割	11,800	11,800	13,522
	平等割	5,500	5,500	6,642

【試算結果】

現 行			改正案			(参考) R7市標準保険料率		
医療分	所得割	18,630	医療分	所得割	18,900	医療分	所得割	19,926
	均等割	26,500		均等割	28,000		均等割	31,860
	平等割	19,000		平等割	19,000		平等割	20,471
	軽減額	22,750		軽減額	23,500		軽減額	26,166
	計	41,300		計	42,400		計	46,000
支援分	所得割	8,100	支援分	所得割	8,100	支援分	所得割	8,154
	均等割	10,200		均等割	11,000		均等割	12,881
	平等割	7,500		平等割	7,500		平等割	8,277
	軽減額	8,850		軽減額	9,250		軽減額	10,579
	計	16,900		計	17,300		計	18,700
介護分	所得割	0	介護分	所得割	0	介護分	所得割	0
	均等割	0		均等割	0		均等割	0
	平等割	0		平等割	0		平等割	0
	軽減額	0		軽減額	0		軽減額	0
	計	0		計	0		計	0
合 計		58,200	合 計		59,700	合 計		64,700
					現行税額比 2.6%			現行税額比 11.2%

【比較結果】

現行との差	医療分	1,100	現行との差	医療分	4,700
	支援分	400		支援分	1,800
	介護分	0		介護分	0
	合 計	1,500		合 計	6,500

(6)モデルケース別保険税額

【モデル3】65歳以上2人世帯／年金収入①270万円②55万円

- 年金所得①160万円②0円
- 所得割算定基礎額117万円（2割軽減該当）
- 医療分/支援分 2人、介護分 0人

【税 率】

		現行	改正案	R7市標準
医療分	所得割	6.90%	7.00%	7.38%
	均等割	26,500	28,000	31,860
	平等割	19,000	19,000	20,471
支援分	所得割	3.00%	3.00%	3.02%
	均等割	10,200	11,000	12,881
	平等割	7,500	7,500	8,277
介護分	所得割	2.70%	2.70%	2.62%
	均等割	11,800	11,800	13,522
	平等割	5,500	5,500	6,642

【試算結果】

現 行			改正案			(参考) R7市標準保険料率		
医療分	所得割	80,730	医療分	所得割	81,900	医療分	所得割	86,346
	均等割	53,000		均等割	56,000		均等割	63,720
	平等割	19,000		平等割	19,000		平等割	20,471
	軽減額	14,400		軽減額	15,000		軽減額	16,838
	計	138,300		計	141,900		計	153,600
支援分	所得割	35,100	支援分	所得割	35,100	支援分	所得割	35,334
	均等割	20,400		均等割	22,000		均等割	25,762
	平等割	7,500		平等割	7,500		平等割	8,277
	軽減額	5,580		軽減額	5,900		軽減額	6,808
	計	57,400		計	58,700		計	62,500
介護分	所得割	0	介護分	所得割	0	介護分	所得割	0
	均等割	0		均等割	0		均等割	0
	平等割	0		平等割	0		平等割	0
	軽減額	0		軽減額	0		軽減額	0
	計	0		計	0		計	0
合 計		195,700	合 計		200,600	合 計		216,100
					現行税額比 2.5%			現行税額比 10.4%

【比較結果】

現行との差	医療分	3,600	現行との差	医療分	15,300
	支援分	1,300		支援分	5,100
	介護分	0		介護分	0
	合 計	4,900		合 計	20,400

(6)モデルケース別保険税額

【モデル4】40歳～65歳代2人世帯／

①営業所得160万円 ②給与所得50万円

- ①営業所得160万円 ②給与所得50万円
- 所得割算定基礎額124万円（軽減なし）
- 医療分/支援分 2人、介護分 2人

【税 率】

		現行	改正案	R7市標準
医療分	所得割	6.90%	7.00%	7.38%
	均等割	26,500	28,000	31,860
	平等割	19,000	19,000	20,471
支援分	所得割	3.00%	3.00%	3.02%
	均等割	10,200	11,000	12,881
	平等割	7,500	7,500	8,277
介護分	所得割	2.70%	2.70%	2.62%
	均等割	11,800	11,800	13,522
	平等割	5,500	5,500	6,642

【試算結果】

現 行			改正案			(参考) R7市標準保険料率		
医療分	所得割	85,560	医療分	所得割	86,800	医療分	所得割	91,512
	均等割	53,000		均等割	56,000		均等割	63,720
	平等割	19,000		平等割	19,000		平等割	20,471
	軽減額	0		軽減額	0		軽減額	0
	計	157,500		計	161,800		計	175,700
支援分	所得割	37,200	支援分	所得割	37,200	支援分	所得割	37,448
	均等割	20,400		均等割	22,000		均等割	25,762
	平等割	7,500		平等割	7,500		平等割	8,277
	軽減額	0		軽減額	0		軽減額	0
	計	65,100		計	66,700		計	71,400
介護分	所得割	33,480	介護分	所得割	33,480	介護分	所得割	32,488
	均等割	23,600		均等割	23,600		均等割	27,044
	平等割	5,500		平等割	5,500		平等割	6,642
	軽減額	0		軽減額	0		軽減額	0
	計	62,500		計	62,500		計	66,100
合 計		285,100	合 計		291,000	合 計		313,200
			現行税額比		2.1%	現行税額比		9.9%

【比較結果】

現行との差	医療分	4,300	現行との差	医療分	18,200
	支援分	1,600		支援分	6,300
	介護分	0		介護分	3,600
	合 計	5,900		合 計	28,100

(6)モデルケース別保険税額

【モデル5】40歳～65歳代2人+学生2人 4人世帯／

①給与所得300万円 ②給与所得50万円

- ①給与所得300万円 ②給与所得50万円
- 所得割算定基礎額264万円（軽減なし）
- 医療分/支援分 4人、介護分 2人

【税 率】

		現行	改正案	R7市標準
医療分	所得割	6.90%	7.00%	7.38%
	均等割	26,500	28,000	31,860
	平等割	19,000	19,000	20,471
支援分	所得割	3.00%	3.00%	3.02%
	均等割	10,200	11,000	12,881
	平等割	7,500	7,500	8,277
介護分	所得割	2.70%	2.70%	2.62%
	均等割	11,800	11,800	13,522
	平等割	5,500	5,500	6,642

【試算結果】

現 行			改正案			(参考) R7市標準保険料率		
医療分	所得割	182,160	医療分	所得割	184,800	医療分	所得割	194,832
	均等割	106,000		均等割	112,000		均等割	127,440
	平等割	19,000		平等割	19,000		平等割	20,471
	軽減額	0		軽減額	0		軽減額	0
	計	307,100		計	315,800		計	342,700
支援分	所得割	79,200	支援分	所得割	79,200	支援分	所得割	79,728
	均等割	40,800		均等割	44,000		均等割	51,524
	平等割	7,500		平等割	7,500		平等割	8,277
	軽減額	0		軽減額	0		軽減額	0
	計	127,500		計	130,700		計	139,500
介護分	所得割	71,280	介護分	所得割	71,280	介護分	所得割	69,168
	均等割	23,600		均等割	23,600		均等割	27,044
	平等割	5,500		平等割	5,500		平等割	6,642
	軽減額	0		軽減額	0		軽減額	0
	計	100,300		計	100,300		計	102,800
合 計		534,900	合 計		546,800	合 計		585,000
			現行税額比		2.2%	現行税額比		9.4%

【比較結果】

現行との差	医療分	8,700	現行との差	医療分	35,600
	支援分	3,200		支援分	12,000
	介護分	0		介護分	2,500
	合 計	11,900		合 計	50,100

(6)モデルケース別保険税額

この差額を基金で補填 ↓							
	モデルケース	軽減	①現行税率	②改定案	現行と改定 (案)との差 ②－①	③R7洲本市 標準保険料率	現行と標準 保険率との 差③－①
1	65歳以上1人世帯 年金収入155万円（所得45万円）	7割	20,900円	21,600円	700円	24,000円	3,100円
2	65歳以上1人世帯 年金収入180万円（所得70万円）	5割	58,200円	59,700円	1,500円	64,700円	6,500円
3	65歳以上2人世帯 年金収入①270万②55万円 （所得①160万円②0円）	2割	195,700円	200,600円	4,900円	216,100円	20,400円
4	40歳～65歳2人世帯 ①営業所得160万円 ②給与所得50万円	なし	285,100円	291,000円	5,900円	313,200円	28,100円
5	40歳～65歳2人+学生2人 給与所得①300万円②50万円	なし	534,900円	546,800円	11,900円	585,000円	50,100円

(7)今後の予定

【令和7年】

1月30日	令和6年度第2回洲本市国民健康保険運営協議会開催 (令和7年度税率(案)について、諮問・答申)
3月	答申内容を踏まえ、国保税条例改正(税率改定)議案提出
4月	賦課限度額(医療分・支援分)3万円引き上げ(予定) 軽減基準の引き上げ予定(5割軽減:1万円×被保険者数、2割軽減:1万5千円×被保険者数)
6月	市広報紙等において令和7年度税率について広報
7月上旬	各世帯へ令和7年度国民健康保険税額の通知

【令和12年度まで】

- 事業費納付金及び標準保険料率は、引き続き上昇することが見込まれる
- 急激に保険税額が上がらないようにするためには、段階的に税率を上げていく必要がある
- 毎年度県が示す本市の標準保険料率や、保険税の負担増加となる要因、基金残高などを参考に、令和12年度までの保険税率を検証する

税率の推移(医療分所得割率)

